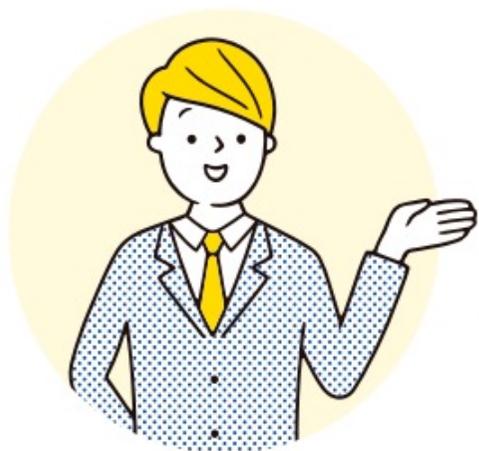


沖縄県宿泊税への対応に向けた システム改修等補助金について



宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減
及び、宿泊税の円滑な導入を図るため

既存システム改修等に係る費用を支援する
ことを目的としています。

**システム改修等が必要な事業者の皆さまは、
是非、この補助金をご活用ください。**

■ 補助金交付対象者

対象者

沖縄県内に所在する宿泊施設事業者の皆さま

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム改修等を行う、宿泊税の特別徴収義務者としての登録を申請している宿泊事業者。

※県税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者を除く。

本社所在地が沖縄県以外（国内・海外）でも沖縄県内に所在する宿泊施設であれば、補助対象です。

特別徴収義務者としての登録を知事等に申請した者又は申請する予定の宿泊事業者となりますので、改修、支払いを終え、実績報告を行う日までに登録を完了してください。

市町村独自の宿泊税の導入を予定している本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市に所在する宿泊施設についても補助対象です。ただし、当該市町村長に特別徴収義務者としての登録を申請した者又は申請する予定の宿泊事業者となります。

■ 補助対象の経費

補助対象 の経費

◎ 宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の既存システムの改修等
具体的には、宿泊税の計算、集計、領収書印字等に必要
な改修に係る経費の補助を実施します。

◎ 既存のシステムの改修、新たなシステムの構築、ハード
ウェアやソフトウェアの購入が補助対象です。

※ 宿泊税導入に伴い発生する経費分のみが対象

◎ 補助率は100%です。

◎ 標準補助上限額は1施設200万円。

■ 補助対象事例

補助対象 の事例

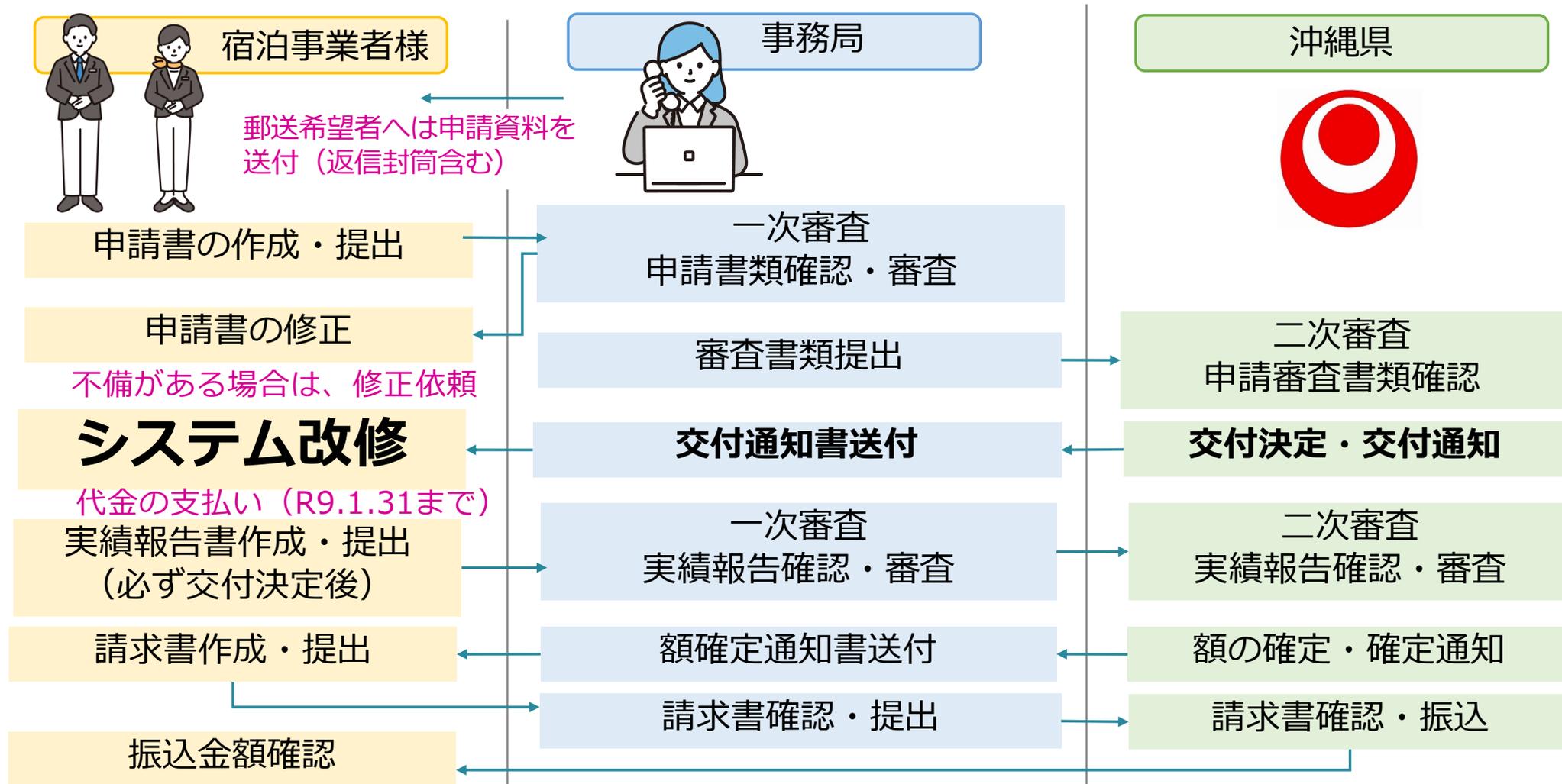
- ① 宿泊税額を算定する機能の追加
- ② 毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追加
- ③ 領収書に「宿泊税」に関する記載を印字する機能の追加

リースに係る月額の使用料等は
対象外です。

想定している改修等の内容が補助対象経費となるか不明な場合は、**予定している内容の分かる資料（見積・カタログ等）**をご準備の上、一度事務局へご相談ください。

自動チェックイン機等の宿泊税の徴収に必要な機能以外にも様々な機能を有している機器等に関しては、**本事業の補助金ではそのうち、宿泊税の徴収にかかる必要な機能の追加に要する費用について、補助対象といたしません。**

■ 申請から補助金交付までの流れ



■ 申請から補助金交付までの流れ

● 申請期間：令和8年3月1日～6月末日まで

<※この期間内でシステムの改修を完了する必要はありません。補助金を受けるための申請期間となります>

**申請前に必ず
「交付要綱」等をご確認ください。**

**申請・実績報告・請求書発行まで、
電子申請を基本とします。**

*** 電子申請が難しい場合は、事務局へご相談ください。**

■ 電子申請方法について

- 事業専用サイトへアクセス
(沖縄県宿泊税システム改修補助金で検索)

- 電子申請フォーム

- ① ログイン* トップページにて申請の手順の確認や必要書類もダウンロードが可能

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

宿泊施設事業者の皆さま、
宿泊税への対応は
検討されていますか？

宿泊税導入に伴う システム改修費を 補助します。

最大200万円の
補助が出ます。
申請に必要なこと
をお伝えしますね。

申請期間 **令和8年3月1日～6月末日まで**

次の専用ページでご案内する電子申請フォームよりお申込みください。

補助金申請 (口座登録) はこちらから

実績報告はこちらから (準備中)

請求書発行はこちらから (準備中)

電子申請を
しておりますか？

申請が困難な場合は、郵送申請も受付しております。詳しくは、事務局へお問い合わせください。

電子申請フォームへ遷移します

- ② 個人情報取り扱いについての確認・承認

未ログイン状態です。 HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト 申込フォーム

はじめての方へ News&Topics

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金交付申請サイトにお立ちよりいただき有難うございます。
補助金申請受付を3月1日より開始しています

補助金申請受付は6月30日が締め切りです。申請予定の方はお急ぎください。
申請登録(宿泊施設の概要や補助事業計画の登録等)を行って申請完了となります。申請者個人情報の登録のみでは申請は完了していませんので、お気をつけください。

実績報告サイトのご案内
ただいま準備中です

申請方法について (本システムの)

1. 申請者登録
画面左上の「ログイン」から「新規利用
個人情報の取扱いについて」をご一読いた
※承認いただけない場合はお申し込み

代表者個人情報

新規登録

お客様の個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取得・利用について
お客様からお預かりした個人情報は、予め通知又は公表させていただいた目的の達成のために必要な範囲内で利用いたします。目的の範囲を超えて利用する必要が生じた場合は、その旨お客様にご連絡(告知し、かつ同意をいただきます。
また、お客様から個人情報をご提供いただく場合は、その利用又は提供の目的を明らかにし、お客様の同意を得た上で取得させていただきます。なお、お客様から個人情報を提供いただけない場合は、ご利用できないサービスがありますことを予めご了承ください。
2. 個人情報の利用目的について
(1) 当社が直接取得した個人情報
①当社の契約に伴って取得した個人情報
当社および当社の受託旅行会社は、ご提供いただいた個人情報について、ア) お客様との間の連絡のため、イ) 旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配・提供のため、ウ) 旅行に関する諸手続きのため、エ) 旅行の安全管理のため、オ) 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、カ) 当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、キ) 旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、ク) アンケートのお願いのため、ク) 特典サ

承認する 承認しない

「はじめての方へ」

■ 電子申請方法について

● 電子申請フォーム

③ 基本情報の登録

申請に必要な項目を入力

* 未入力や入力不備がある場合は、アラートにてお知らせします

● 一度登録した基本情報は、紐づけが可能となっており、申請時に入力することで、**その後の変更や「実績報告」「口座登録・請求書」の際には、メールアドレス・PWのみで簡略化が可能です。**

未ログイン状態です。[WEB代理モード] (代理モード解除)

HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト
申込フォーム

日本旅行
JIFFOR TRAVEL AGENCY

はじめての方へ

ログイン

予約する

申請ページ

申請確認・変更

個人情報の取扱いについて

特定商取引法に基づく表記

申請者基本情報登録 新規設定

★ は必須項目です。

★ 氏名:
(例: 日本) (例: 太郎)

★ 氏名フリガナ:
(全角カタカナ) (例: ニホン) (例: タロウ)

★ E-mailアドレス:

★ E-mailアドレス(確認用):
(同じものをもう一度入力してください)

★ パスワード: (半角英数のみ)
※個人情報を守るために必要です。類推されにくい半角英数6文字以上でご記入ください。

★ パスワード(確認用):
(同じものをもう一度入力してください)

★ 団体名(商号):

★ 団体名フリガナ:
(全角カタカナ)

■ 電子申請方法について

● 電子申請フォーム

③ 基本情報の登録

県税に未納がないことが分かる書類
「沖縄県税の滞納がないこと」の証明
をアップロードください。

● 承認事項を確認いただき、
※チェックがない場合は、申請に
進めません。

★ 代表者氏名:

★ 代表者フリガナ:

★ 代表者役職:

法人番号:

申請担当者 部署:

申請担当者 電話番号:

★ 申請する施設数:

★ 県税に未納がないことが分かる書類
「沖縄県税の未納がないこと」の証明: 選択されていません

次の事項を確認し、承知の上で申請します。

※確認後、各項目にをしてください。

- 交付要綱第23条(特別徴収義務者としての登録等の規定に関する誓約)に定める事項を承知の上、申請します。
- 交付要綱第24条(暴力団排除に関する誓約)に定める事項を承知の上、申請します。
- 沖縄県県税納付状況(税目・税額・申告の有無など納税証明書に準じた内容)及び沖縄県宿泊税条例(令和〇年沖縄県条例第〇号)第9条第1項に規定する特別徴収義務者としての登録状況(申請の有無等)を文化観光スポーツ部観光政策課が総務部税務課又は県税事務所に照会し、情報を提供することに同意します。

■ 電子申請入力方法について

● 電子申請フォーム

④ 申請内容入力

この画面にて、交付申請書（様式第1号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

複数施設を申請する際には、施設ごとの申請となります。

「申請ページ」をクリックしていただくと、新しい申請フォームへ移動し、入力できます。

※申請者基本情報は、繰り返し入力の必要は、ございません。

岡部 千尋 様でログインしています

HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト
申込フォーム

日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

はじめての方へ

個人情報編集

ログアウト

予約する

申請ページ

申請確認・変更

個人情報の取扱いについて

特定商取引法に基づく表記

申請ページ 新規申請

（複数登録について）
申請者が複数の申請を行う場合は、再度「申請ページ」ボタンを押してご登録ください。

（注1）複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に実施計画書を作成してください。

（注2）旅館業営業許可番号は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する宿泊施設の場合に記載してください。

（注3）住宅宿泊事業届出番号は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する宿泊施設の場合に記載してください。

（注4）宿泊税特別徴収義務者登録申請書の写しを提出する場合は、旅館業営業許可番号、住宅宿泊事業届出番号の提出は不要です。

★は必須項目です。

申請担当者名 ★ 岡部 千尋

1. 宿泊施設の概要

施設名称 ★	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ ★	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号 ★	<input type="text"/> <input type="button" value="住所を自動入力"/>
施設所在地 住所 ★	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号 ★	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>

■ 電子申請入力方法について

● 電子申請フォーム

④ 申請内容入力

この画面にて、実施計画書（様式第1-1号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

※下記提出書類をアップロードいただきます

(A) 補助対象経費算出の根拠となる書類（カタログ、見積書等）

(B) 宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し

(C) (B)が登録申請前で提出できない場合は旅館業法許可書の写し又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出番号の通知又は標識の写し。

(D) 宣誓・同意書

* 法人代表者又は個人事業主の自署となります

(E) その他知事が必要と認める書類

2. 宿泊税に伴うシステム改修事業

実施期間 事業着手(予定日)日 ★	<input type="text"/>
実施期間 事業完了(予定日)日 ★	<input type="text"/>
システム名 ★	<input type="text"/>
事業内容 ※宿泊税の導入に伴い発生する既存のシステム改修に限ります。★	<input type="text"/>
A 宿泊税対応に向けたシステム改修事業 補助対象経費(税・手数料等除く) ★	<input type="text"/> 円
B 宿泊税対応に向けたシステム改修 補助金交付申請額(千円未満切捨て)	円 千円未満は自動切り捨てとなります
A-補助対象経費算出の根拠となる書類（カタログ、見積書等）	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
B-宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
C-Bが登録申請前で提出できない場合は旅館業法許可書の写し又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出番号の通知又は標識の写し	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
D-宣誓・同意書	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
E-その他知事が必要と認める書類①	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
E-その他知事が必要と認める書類②	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
E-その他知事が必要と認める書類③	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません

■ 電子申請入力方法について

● 電子申請フォーム

④ 申請内容入力

交付金入金先の口座情報の入力ください。
また、県からの交付金支払いを行うためには、
債権者登録が必要になりますので、所定の
フォーマットへ記入いただき、アップロード
ください。

※下記提出書類をアップロードいただきます

- 債権者登録申出書
- 通帳の写し

4.口座情報登録

複数の施設を申請する際、同じ振込先の場合は1回の登録で構いません。
施設ごとに振込先が異なる場合は、施設ごとにご登録をお願いします。

銀行名	<input type="text"/>
金融機関コード(4桁)	<input type="text"/> (半角数字)
支店名	<input type="text"/>
支店コード(3桁)	<input type="text"/> (半角数字)
口座種別	<input type="text" value="▼"/>
口座番号	<input type="text"/> (半角数字)
口座名義	<input type="text"/>
口座名義フリガナ	<input type="text"/> (全角カタカナ)
債務・債権者登録申出書	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
通帳の写し	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません



■ 交付金申請手続きの主な注意点

システム改修の開始時期は、交付決定通知日以降となります。
交付決定前に行ったシステム改修等は、原則補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

なお、交付決定前からシステム改修等を行う必要がある場合は、一度事務局へご相談ください。

補助金対象経費になるか否かご不明の場合は、実施を予定している内容の分かる資料（見積、カタログ等）をご準備の上、一度事務局にご相談ください。内容を確認の上、ご回答いたします。

補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税も含めた額を補助金として受領した場合は、重複した交付となり、返還の必要が出てまいりますので、補助金との重複受領を避けるため、消費税額を除いた金額を申請してください。

■ 電子実績報告入力方法について

- 事業専用サイトへアクセス
(沖縄県宿泊税システム改修補助金で検索)

- 電子申請フォーム

- ① ログイン (申請時に登録したアドレス・パスワード)
* 基本情報は、申請時に入力いただいておりますので、再入力の必要はございません

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

最大200万円の補助が出ます。申請に必要なことお伝えしますね。

宿泊税導入に伴うシステム改修費を補助します。

宿泊施設事業者の皆様、宿泊税への対応は検討されていますか？

申請期間 令和8年3月1日～6月末日まで

次の専用ページでご案内する電子申請フォームよりお申込みください。

補助金申請 (口座登録) はこちらから **実績報告はこちらから (準備中)** 請求書発行はこちらから (準備中)

電子申請を基本としておりますが、電子申請が困難な場合は、郵送申請も受け付けております。詳しくは、事務局へお問い合わせください。

電子申請フォームへ
移行します

入力画面に移動します

未ログイン状態です。

HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金等申請サイト
実績報告フォーム

はじめての方へ

ログイン

予約する

実績報告

予約確認・変更

個人情報の取扱いについて

特定商取引法に基づく表記

News&Topics

実績報告書 (様式8) の提出期限について (●/●×切)
実績報告書の提出は、令和9年●月●日 (●) までとなっております。
下記提出期限について追記しましたので、必ずご確認ください

提出期限について

(1) 実績報告書 (様式8) の提出期限について (●/●×切)
実績報告書の提出は、令和9年●月●日 (●) までとなっております。
申請者の皆様におかれましては、事業完了後、期限までに実績報告書及び関係書類のご提出をお願いいたします。(期日までに実績報告がない場合、補助金のお支払いができません。)

(2) 実績報告書の提出が期限に間に合わない場合の対応 (1/25×切)
やむを得ない事情※により、●月●日 (●) までに実績報告の提出が難しい場合は、実績報告書の提出期限の延長を個別に判断いたします。
延長を希望する場合は、必ず令和9年●月●日 (●) までに、「遅延等報告書」(様式6) をご提出ください。

※実績報告書の提出期限の延長は、「やむを得ない事情」(【例】天災や通信、交通の障害など、事業者の責めに追わない理由により遅延が生じ、必要な事業期間が確保できなかった等)がある場合に限り認められます。
※審査の結果、実績報告書の提出期限の延長が認められない場合もございますので、予めご了承ください。

(3) 「実績報告書」(様式8) 及び「遅延等報告書」(様式6) の提出方法
それぞれ提出方法が異なりますので、必ずご確認ください。

○実績報告書の提出 (電子申請又は郵送)
▼電子申請はこちら (1)

■ 電子実績報告入力方法について

● 電子実績報告フォーム

⑤ 実績報告内容入力

この画面にて、実績報告書（様式第8号及び8-1号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

※補助金交付額は、千円未満は自動切り捨てとなります

複数施設を申請する際には、施設ごとの申請となります。

「実績報告」ボタンをクリックしていただくと、新しい申請フォームへ移動し、入力できます。

東海 一子 様でログインしています [WEB代理モード] (代理モード解除) HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金等申請サイト
実績報告フォーム

実績報告

(注) 実績報告書には、次の関係書類を添付すること。
 (A) 実施結果が確認できる書類（契約書、納品書、整備完了報告書、マニュアル）の写し、写真等
 (B) 支出が確認できる書類（振込通知書等）の写し
 (C) 宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し ※交付申請の際、提出していない事業者
 (D) 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第13号）
 (E) その他知事が必要と認める書類

★は必須項目です。

参加者 *	東海 一子
施設名称 *	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ *	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号 *	<input type="text"/>
施設所在地 住所 *	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号 *	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号 ※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号 ※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
システム名 *	<input type="text"/>
事業内容 *	<input type="text"/>
補助事業完了年月日 *	<input type="text"/>
A 補助対象経費 *	<input type="text"/>
B 交付申請額(千円未満切捨て)	<input type="text"/>
添付書類 *	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません

千円未満は自動切り捨てとなります

確認画面へ 戻る

■ 電子実績報告入力方法について

● 電子申請フォーム

⑤ 実績報告内容入力

※下記提出書類をアップロードいただきます

- (A) 実施結果が確認できる書類（契約書、納品書、整備完了報告書、マニュアル）の写し、写真等
- (B) 支出が確認できる書類（振込通知書等）の写し
- (C) 交付申請の際、宿泊税特別徴収義務者「証票」の写しを提出していない場合は、これも添付すること。
- (D) 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第13号）
- (E) その他知事が必要と認める書類

東海 一子 様でログインしています [WEB代理モード] (代理モード解除) HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金等申請サイト
実績報告フォーム 日本旅行
NIPPON TRAVEL SERVICE

はじめての方へ

個人情報編集
ログアウト

予約する
実績報告
予約確認・変更

個人情報の取扱いについて
特定商取引法に基づく表記

実績報告 新規予約

(注) 実績報告書には、次の関係書類を添付すること。
 (A) 実施結果が確認できる書類（契約書、納品書、整備完了報告書、マニュアル）の写し、写真等
 (B) 支出が確認できる書類（振込通知書等）の写し
 (C) 宿泊税特別徴収義務者「証票」の写し ※交付申請の際、提出していない事業者
 (D) 沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金に係る取得財産等管理明細表（様式第13号）
 (E) その他知事が必要と認める書類

★は必須項目です。

参加者 *	東海 一子
施設名称 *	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ *	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号 *	<input type="text"/>
施設所在地 住所 *	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号 *	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号 ※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号 ※ない場合は「なし」と記載ください。 *	<input type="text"/>
システム名 *	<input type="text"/>
事業内容 *	<input type="text"/>
補助事業完了年月日 *	<input type="text"/>
A 補助対象経費 *	<input type="text"/>
B 交付申請額(千円未満切捨て)	<input type="text"/>
添付書類 *	<input type="text"/> ファイルを選択 選択されていません

確認画面へ 戻る

■ 電子請求書入力方法について

- 事業専用サイトへアクセス
(沖縄県宿泊税システム改修補助金で検索)

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

宿泊施設事業者の皆さま、
宿泊税への対応は
検討されていますか？

最大200万円の
補助が出ます。
申請に必要なこと
をお伝えしますね。

宿泊税導入に伴う システム改修費を 補助します。

申請期間 令和8年3月1日～6月末日まで

次の専用ページでご案内する電子申請フォームよりお申込みください。

補助金申請 (口座登録) はこちらから

実績報告はこちらから (準備中)

請求書発行はこちらから (準備中)

電子申請を基本としておりますが、電子申請が困難な場合は、郵送申請も受付しております。事務局 合わせてください。

電子申請フォームへ遷移します

- 電子申請フォーム

- ① ログイン (申請時に登録したアドレス・パスワード)
* 基本情報は、申請時に入力いただいておりますので、再入力の必要はございません

未ログイン状態です。

HOME

日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト 請求書フォーム

はじめの方へ

ログイン

予約する

請求手続き

予約確認・変更

の取扱いについて

取引法に基づく表記

News&Topics

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト 請求書フォームにお立ちよりいただき有難うございます。
口座登録受付を開始しています

申請手順について

- 1 実績報告の登録
ログインページより、マイページへログインをお願いします。
- 2 交付通知が届きましたら、マイページより、口座登録をお願いします。
「口座登録」ボタンより登録をお願いします。
※補助金交付予定は、令和8年3月末までに確定した補助金を支払い予定

お問い合わせ

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業事務局
(日本旅行沖縄内)
フリーダイヤル：0120-153-048
平日 10:00～17:00 (土・日・祝日除く)

入力画面に遷移します

■ 電子請求書入力方法について

● 電子申請フォーム

⑥ 請求書内容入力

この画面にて、精算払請求書（様式第10号）は、全て入力済みとなりますので、改めて作成する必要はありません。

複数施設ごとに交付決定を受けた場合は、施設ごとの請求となります。

「請求手続き」ボタンをクリックしていただくと、新しい申請フォームへ移動し、入力できます。

東海一子 様でログインしています [WEB代理モード] (代理モード解除) HOME

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金申請サイト
請求書フォーム

日本旅行
NIPPON TRAVEL AGENCY

はじめての方へ

個人情報編集
ログアウト

予約する

請求手続き
予約確認・変更

個人情報の取扱いについて
特定商取引法に基づく表記

新規予約

請求手続き

★は必須項目です。

参加者★	東海一子
施設名称★	<input type="text"/>
施設名称 フリガナ★	<input type="text"/>
施設所在地 郵便番号★	<input type="text"/>
施設所在地 住所★	<input type="text"/>
施設所在地 電話番号★	<input type="text"/>
旅館業営業許可番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>
住宅宿泊事業届出番号※ない場合は「なし」と記載ください。★	<input type="text"/>
確定額★	<input type="text"/>
概算払額★	<input type="text"/>
請求額★	<input type="text"/>

確認画面へ 戻る

■ 各種通知について

● 交付決定通知



補助金交付の重要なお知らせです。
必ずご確認ください。

交付決定通知書在中

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

【事業主管部署】
沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

【事業事務局（委託先）】
株式会社日本旅行沖縄
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地三丁目21-1 國場ビル2階
フリーダイヤル：0120-153-048

交付が決定した後、「**交付決定通知書**」を郵送。

● 額確定通知

補助金額が確定後、「**補助金確定通知書**」を郵送。
ご確認ください、確定額にて、**請求書を発行**いただきます

各種通知書につきましては、
重要な書類となりますので、
必ずご確認ください、保管して
ください。



補助金交付の重要なお知らせです。
必ずご確認ください。

補助金額確定通知書在中

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修等補助金事業

【事業主管部署】
沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

【事業事務局（委託先）】
株式会社日本旅行沖縄
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地三丁目21-1 國場ビル2階
フリーダイヤル：0120-153-048

■ 事務局へのお問い合わせ

事務局は、平日10時から17時です。
電話や問い合わせフォームからのお
問い合わせを基本といたしますが、
ご希望に応じてオンライン
(zoom) での対応も可能です。

● フリーダイヤル
0120-153-048

● 事業サイトからの
お問い合わせ



宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減
及び、宿泊税の円滑な徴収を図るため

既存システム改修等に係る費用を支援する
ことを目的としています。

[宿泊税についてはこちら](#)

補助金の内容

宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減及び、宿泊
税の円滑な徴収を図るため既存システム改修等に係る費用
を支援することを目的としています。

対象者

沖縄県内に所在する宿泊施設事業者の皆さま

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム改修等を行う、宿泊税の特別徴収義
務者としての登録を申請している宿泊事業者。

※県税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者を除
く。

補助対象の経費

◎宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の既存システムの改修等
に係る費用を支援し、宿泊税の円滑な徴収を図るため必

補助対象の事例

- ① 宿泊税額を算定する機能の追加
- ② 毎日の宿泊者数と宿泊税額を月ごとに集計する機能の追
加
- ③ 領収書に「宿泊税」に関する記載を印字する機能の追加

詳細は、交付要綱をご確認ください。

[交付要綱ダウンロード](#)

ご不明点は、FAQをご確認いただくか、事務局へ電話または、下記よりお
問い合わせください。

沖縄県宿泊税への対応に向けたシステム改修補助金事業事
務局（日本旅行沖縄内）

フリーダイヤル：0120-153-048

平日 10:00～17:00（土・日・祝日除く）

[お問い合わせフォームはこちら](#)

※オンラインでのご相談も受け付けております

ご不明点がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。